

くらしの インフォメーション

ワイド

問：問い合わせ
申：申し込み

今月の納期

- ◆固定資産税・都市計画税 第1期
 - ◆軽自動車税 全期
- 納期限は5月31日(火)です。
※国民年金保険料は毎月納付です。

見直しました

「旭市地域防災計画」と 「旭市津波避難計画」

市では、災害対策基本法の改正や国・県の防災計画などの見直しに伴い、旭市地域防災計画と旭市津波避難計画の見直しを行いました。

旭市地域防災計画

さまざまな災害に備えて、市や防災関係機関などがその全機能を發揮して、住民の生命、身体、財産を守るための各防災対策を総括的にまとめたものです。

【概要】

1、総則編

計画の基本方針、被害想定や減災方針を記載しています。

2、地震・津波編

地震・津波・液状化など各種

災害の予防計画。災害が発生した場合の対応や復旧・復興に必要な措置・計画を定めています。

3、風水害編

風水害における災害予防計画。風水害が発生した場合の対応や復旧・復興に必要な措置・計画を定めています。

4、大規模事故編

大規模火災をはじめ航空機、鉄道、危険物や油流出など各種事故災害に対する予防・応急対策計画を定めています。

5、資料編

土砂災害危険箇所、防災行政無線の概要、災害協定、避難場所や津波避難拠点の一覧などを記載しています。

旭市津波避難計画

津波浸水想定区域、避難対象地域、津波避難ビルや避難路な

どの指定、行政の初動体制や情報伝達方法、津波に関する知識を身につけるための情報などを明記したものです。

【主な変更点】

- 避難対象地域を緊急度別に区分し、高台以外の地区は避難の必要性があることを明記
- 津波避難拠点の一部変更と新たに収容人数を明記
- 避難路の追加
- やむを得ず自動車避難する場合の順守事項を明記
- 防災活動従事者の退避ルール化

●避難指示発令基準の一部変更
※各計画の全文と変更点は、市ホームページまたは総務課で見ることができます。

●旭市津波避難計画(☎62・5311)

改正しました

土地の 埋め立て要件など

市では、土地の埋め立て事業などの適正化を図るため「旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」の一部を改正しました。改正後の条例は7月1日(金)から施行されます。

【主な改正点】

- 廃棄物以外の土砂など全般が対象
- 土地所有者や隣接土地所有者、近隣住民(周囲300m以内の居住者など)からの承諾書が必要
- 埋め立てに使用できる土砂などは、発生場所が県内で場所が特定されていること
- 埋め立て事業は「土地の埋め立て」「盛土」「たい積行為」が対象です。3千㎡以上の埋め立てなどは、県知事の許可が必要です。農地の埋め立てについては、農業委員会に確認してください。
- 土地所有者は注意してください
違法な埋め立て行為や廃棄物の不法投棄行為は、土地を管理すべき所有者にも責任が及ぶことがあります。土地所有者は、次のことに注意して安全に管理してください。
- 事業内容をできるだけ詳しく書面で提出させる。
- 必要な許認可の確認が取れるまでは搬入させない。
- 事業期間中は定期的に見回りを監視する。

●旭市津波避難計画(☎62・5328)

注意しよう イヌマキの害虫 「ケブトラカミキリ」

イヌマキ、ナギの重要害虫であるケブトラカミキリの被害が、市内でも多発しています。

この虫はカミキリムシの一種で、成虫の体長は1cm程度です。幼虫は樹皮の下の水などが通る部分を食害します。被害を受けた木は一部または全体の葉が黄色くなり、数か月で枯れてしまいます。樹皮に直径4mmほどの穴を確認できれば、この害虫の被害と断定できます。

産卵時期である4～6月中は、農薬散布や被害木を伐採・焼却するなどの対策を行きましょう。
旭市農水産課振興班(☎68・1175)、海匠農業事務所改良普及課(☎62・0334)



ケブトラカミキリの成虫

知っていますか

特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害がある人を対象に、給付金を支給する特別障害給付金制度があります。

対象は

任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日)があつて、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害があり、次のいずれかに該当する人

(1)平成3年3月31日以前に国民年金任意加入対象であつた学生

(2)昭和61年3月31日以前に国民年金任意加入対象であつた被用者(厚生年金・共済組合などの加入者)の配偶者

請求する窓口は

市保険年金課で手続きができます。また請求の審査・決定は日本年金機構が行います。

国民保険年金課高齢者医療年金班(☎62・5332)

受診しましょう

歯科口腔健康診査(歯科健診)

千葉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳となった後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、歯科健診を実施します。

対象者／昭和15年4月2日～16年4月1日生まれの被保険者
実施期間／6月1日(水)～10月31日(月)

費用／無料

※健診後の治療に掛かる費用は

有料となります。

健診項目／●口腔診査 ●口腔衛生指導

受診方法／5月中旬に市からみどり色の通知が送付されます。健診を希望する人は、健診協力医療機関に直接予約して受診してください。受診は期間中に限り、1人1回です。

関千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課(☎043・216・5332)、市保険年金課高齢者医療年金班(☎62・5882)

地域で進めるきれいなまちづくり「春のゴミゼロ運動」を実施します

ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、市内一斉に春のゴミゼロ運動を実施します。道路や公園などに落ちているごみを集め、きれいな旭をつくりましょう。

日時／5月29日(日) 午前8時～9時

※当日は、午前7時に防災行政無線で周知します。

〈注意事項〉

●集めたごみは、缶、瓶、ペットボトル、燃えるごみ、燃えないごみに分け、それぞれ別

の袋に入れてください。

●家庭にあるごみは、絶対に出さないでください。

●集合場所やごみの集積場所は、区または実施する団体などに確認してください。

関きれいな旭をつくる会事務局(☎62・5329・環境課環境美化班)

自転車はルールを守り安全運転 自転車保険に加入しよう!

自転車の衝突事故で相手方がけがを負わせてしまうと、事故の加害者となります。自転車保険は、単体で加入できるものから、自動車の保険に追加するもの、日常生活の事故を補償した傷害保険など、保険会社により種類はさまざまです。自分に合った保険に加入しましょう。

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

⑤子どもはヘルメットを着用
関市民生活課市民生活支援班(☎62・5336)

調査を実施します

平成28年経済センサス活動調査

経済センサスは、会社や商店など、全ての事業所や企業を対象に行います。

調査結果は、国や地方公共団体での行政施策の立案や、民間企業での経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

調査内容／名称、所在地、経営組織、事業内容、売上・費用、設備投資などの企業の経済活動についてです。

調査方法／「調査員による調査」と「国・県・市による調査」の二つの方法で行います。

●調査員による調査

単独の事業所や新設の事業所などを、調査員が5月中に訪問して調査書類を配布します。

●国・県・市による調査

支社を持つ企業などの本社に、支社分を含めた調査書類をまとめて郵送します。

※どちらの調査も、インターネットによる回答を推奨しています。

関企画政策課統計班(☎62・5397)

議会に報告された寄付

※順不同、敬称略

災害復旧・復興費として

島田建設株式会社／100万円、パラソルギャラリー実行委員会／10万1,566円

市政発展のため

林利幸／20万円

共和小の教材用備品、管理用備品として

匿名／図書一式、家具・調度品一式(200万円相当)